

令和3年度滋賀県建築物石綿対策懇話会のまとめについて

1. 滋賀県建築物石綿対策懇話会（以下、「懇話会」という。）について

大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号。以下「改正法」という。）等により建築物解体等工事における石綿対策が強化されたことを受け、今後の対応策を検討するにあたり、有識者等から意見を聴取するために設置。

2. 懇話会の開催状況について

2. 1. 第1回懇話会（令和3年8月20日開催）

石綿対策に関する法令改正の概要および現状における国および県（大津市）の取り組み状況を共有した。法による大幅な規制強化が行われるため、現時点では県独自に上乘せ規制等は必要ないとの認識を共有した上で、石綿対策に関して、取り組むべき事項について検討し、次の2点を論点として議論することとなった。

- ①改正法（新制度）の効果的な周知とその対応策
- ②有資格者の増加に向けた対応策

2. 2. 第2回懇話会（令和3年12月23日開催）

第1回懇話会で抽出した論点について、行政の取り組み状況や関連した全国、県内の動き等について、次のとおり情報共有した上で、意見交換を行った。

2. 2. 1. 改正法等の効果的な周知とその対応策について

- (1) 3者（滋賀労働局、県、大津市）合同で周知啓発チラシの作成および郵送等による周知
 - ・ 県内の関係業界団体、解体に係る建設業許可事業者へ送付
 - ・ 建設リサイクル法の届出窓口において、チラシを配架・配布
- (2) ホームページによる周知
 - ・ 県ホームページをリニューアルし、国からの情報を随時更新するとともに、県独自作成の資料についても掲載
- (3) 説明会等の開催による周知
 - ・ 各団体が開催する説明会等において講師として説明
 - ・ 環境省の事業者向け研修会の動きを見ながら県として説明会開催について検討
 - ・ 県広報誌での広報を検討
 - ・ 改正石綿障害予防規則に係る自主点検表の送付（滋賀労働局）
- (4) 解体等工事現場に対する立入調査等による監視指導
 - ・ 労働基準監督署と県環境事務所の合同立入調査の実施
 - ・ 民間委託によるパトロール調査の実施
 - ・ 不法投棄パトロール等の機会を捉えた県単独の立入調査の実施

2. 2. 2. 有資格者の増加に向けた対応策等について

(1) 全国の登録講習機関の状況

全国的に建設業労働災害防止協会、労働基準協会の各都道府県支部に認定取得の動き各都道府県において、上記2機関が認定の見込（令和3年12月時点：全国で68機関）

(2) 県内登録講習機関の状況

県内においても登録講習機関が2機関認定

(3) 建築物石綿含有建材調査者（有資格者）の状況

令和3年12月時点で、全国では約3500人、県内では45人（登録講習機関の公開情報をもとに算定）

登録講習機関の増加により、全国各地での資格認定講習会の開催が大幅増加の見込み
 県内の登録講習機関によると、令和4年度までに約600名が資格取得のための講習を受講できる予定

3. 滋賀県建築物石綿対策懇話会での御意見とその対応について

主な御意見	これまでの取り組み内容	今後の予定
解体・建設事業者への周知はされているが、設計業者等にも周知が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 3者（滋賀労働局、県、大津市）合同で周知啓発チラシを作成し県内の関係業界団体、解体に係る建設業許可事業者等に送付 	令和4年度施行に関する周知啓発チラシを作成し、送付先を昨年度から大幅に増やして送付予定 （約3600者→約5600者） （17団体→27団体） 県広報誌での広報（発注者を含めた全県民対象）予定
県のホームページは、環境省の説明動画などの情報が掲載され、わかりやすい。	<ul style="list-style-type: none"> 環境省から情報を随時更新 県独自資料も随時掲載 	今後も引き続き対応
法改正に関する説明会を開催できないか。	<ul style="list-style-type: none"> 国が開催する説明会（WEB形式）の情報をHPに掲載し、各団体にも周知 	今後も引き続き対応
現在実施している立入調査は大変有効であり、継続して実施されたい。	<ul style="list-style-type: none"> 労働基準監督署と県環境事務所の合同立入調査の実施 民間委託によるパトロール調査の実施 不法投棄パトロール等の機会を捉えた県単独の立入調査の実施 	事前調査結果報告制度が施行される令和4年度は、報告のあった解体等工事現場の調査に加え、報告義務のない解体工事現場（報告対象規模未満）についても確認調査を実施予定。

<p>資格講習会を県内でも開催し、数を増やせないか</p>	<p>・県内でも2団体（建設業労働災害防止協会滋賀県支部、滋賀労働基準協会）が登録講習機関に認定</p>	<p>県からも国や登録講習機関へ要望していく。 （厚生労働省において対策を検討されているとのこと）</p>
-------------------------------	--	---

（補足）

※県（市）が実施する公共工事（解体等工事）において、建築物石綿含有建材調査者（有資格者）を入札条件とすることが有資格者の増加に向けて有効ではないかとの御意見があった。

※将来的には、事前調査結果の質の確保（有資格者同士の研鑽の取り組み）が重要になるのではないかとの御意見があった。

※開催した2回の懇話会において、概ね必要な御意見をいただくことができたことから、まとめを行うこととし、今後も必要に応じて、各委員に御意見を伺う方針となった。